

◆有关“殡葬支援补贴”的注意点◆

最近，来自第二、三代的有关“殡葬支援补贴”的咨询有所增加。比如像“为过世的父亲/母亲举办了丧事，可是儿女们支付的殡葬费却得不到退还”这样的咨询。



支援补贴有几种类型，比如，有支付给作为支援补贴受领者本人日常生活所必要的伙食费等费用的“生活支援补贴”、有支付给作为支援补贴受领者本人因受伤或是生病到医院就医时的诊疗等费用的“医疗支援补贴”（费用是由实施机关直接支付给医疗机构）、还有根据支援补贴受领者的需要而提供的各种各样的支援。这其中的所谓“殡葬支援补贴”是指当支援补贴受领者的配偶者或是近亲等过世时，援助给支援补贴受领者为其配偶者或是近亲举办丧事的殡葬费。不是当支援补贴受领者过世后，子女为其操办丧事之际花的费用的援助。

此外，能用殡葬支援补贴举办的丧事，必须要在殡葬支援补贴额范围内（必要的最低限度的丧事），并且在办理丧事之前必须要事先与支援补贴的实施机关联系。

比如，让我们看一看下面①到④的情形吧。

①领取支援补贴的归国者 A 先生过世后的情形

A 先生的妻子 B 女士（支援补贴受领者）想办理丧事，可是担心费用的问题，就向实施机构咨询。B 女士在殡葬支援补贴金额的范围內办理了丧事，为丈夫送了葬。殡葬支援补贴由实施机关支付给殡葬

◆「葬祭支援給付」の注意点◆

最近、二、三世世代から「葬祭支援給付」に関する相談が増えてきています。例えば、「親が亡くなって葬儀をしたが、子どもたちが支払った葬祭費を払い戻してもらえなかった」というものです。

支援給付には幾つかの種類があり、例えば、支援給付受給者自身の日常生活に必要な食費等の費用として支給される「生活支援給付」や、支援給付受給者自身が怪我や病気になったときに病院の診療等の費用として支給される「医療支援給付」（支給は直接医療機関に行われます。）の他、支援給付受給者の必要に応じて様々な支援があります。このうち「葬祭支援給付」というのは、支援給付受給者の配偶者や親族等が亡くなったときに、支援給付受給者が配偶者や親族等のために葬祭を行う際の費用を支援するものです。亡くなった支援給付受給者自身の葬祭を子どもなどが行う際の費用を支援するものではありません。

なお、葬祭支援給付で行うことができる葬祭は、葬祭支援給付の範囲内で行われるもの（必要最小限度の葬祭）でなければならず、また、葬祭を行う前に支援給付の実施機関に事前に連絡する必要があります。

例えば、次の①から④の場合を見てみましょう。

①支援給付を受給していた帰国者 A さんが亡くなった場合

妻の B さん（支援給付受給者）は葬祭を行いたいが費用のことが心配だったので、実施機関に相談しました。B さんは葬祭支援給付の範囲内の葬祭を執り行い、夫を見送りました。葬祭支援給付が実施機関から葬祭会社に支払われました。

②支援給付を受給していた帰国者 C さんが亡くなった場合

公司。

②領取支援补贴的帰国者 C 先生过世后的情形

C 先生的妻子 D 女士(支援补贴受领者)和子女们做了商量,在与实施机关联系之前,家里人自己设法筹钱办理了丧事,为自己的丈夫送了葬。几天后与实施机关联系了,可是却没有得到“殡葬支援补贴”的援助。

③領取支援补贴的帰国者 E 先生过世后的情形

E 先生的妻子 F 女士(支援补贴受领者)事先与实施机关联系时,实施机关有向其说明,如果丧事不在标准金额范围内举办就不支付殡葬支援补贴。但是举办丧事的殡葬费用还是超出了殡葬支援补贴的规定金额。她没有得到“殡葬支援补贴”的援助。

④几年前妻子过世,之后一直是一个人生活的帰国者 G 先生(支援补贴受领者)过世后的情形

子女们与实施机关联系后举办了丧事,为父亲送了葬。但是没有得到“殡葬支援补贴”的援助。

“殡葬支援补贴”是为像①这样没有经济能力举办丧事的支援补贴受领者提供的援助。②的情形是因为既然已经举办了丧事,就会被判断是有经济能力。另外,像③这样的情形,举办丧事的费用超过了殡葬支援付给规定的金额,也会被认为是经济能力。④的情形是,子女们本来就不是支援补贴的受领者,所以不属于能利用“殡葬支援补贴”援助的对象。

可以得到殡葬支援补贴援助的,是现在领取支援补贴中的遗华日本人等本人以及在领取支援补贴的配偶者(也包括遗华日本人过世后继续领取支援补贴的配偶者)。

妻の D さん(支援給付受給者)は子どもたちと相談し、実施機関へ連絡する前に自分たちで費用をどうにか準備して葬祭を執り行い、夫を見送りました。後日実施機関に連絡しましたが、「葬祭支援給付」は受けられませんでした。

③支援給付を受給していた帰国者 E さんが亡くなった場合

妻の F さん(支援給付受給者)は事前に実施機関に連絡した際、基準額の範囲内で葬祭を行わない場合、葬祭支援給付は支給されないと説明されていましたが、葬祭支援給付の限度額を超えた葬祭を執り行いました。「葬祭支援給付」は受けられませんでした。

④数年前に妻を亡くして一人暮らしをしていた帰国者 G さん(支援給付受給者)が亡くなった場合

子どもたちが実施機関に連絡した上で葬祭を執り行い、お父さんを見送りました。「葬祭支援給付」は受けられませんでした。

「葬祭支援給付」は、①のような葬祭を行う資力がない支援給付受給者に対する支援です。②の場合のようにすでに葬祭を行ったのであれば、資力があつたと判断されます。また③の場合のように葬祭支援給付の限度額を超えた葬祭を執り行った場合も、資力があるという判断がなされます。④の場合は、そもそも子どもたちは支援給付受給者ではないので、「葬祭支援給付」の対象外です。



支援給付受給者として葬祭支援給付の支給を受けられるのは、支援給付受給中の中国残留邦人等ご本人と、支援給付を受給している配偶者(残留邦人が亡くなられた後も引き続き支援給付を受給している配偶者の方も含みます。)の方々です。

下面，以示意图说明在什么样的情形下可以
以得到“殡葬支援补贴”的援助。

以下に、どのような場合に「葬祭支援給付」が受けられるかを図にしました。(m)

